

フレデリック二世の政治學說(下)

文學士 中村善太郎

六 君主論

既に第四項に述べし如くフレデリックは國家及び主權の起源を社會契約に歸し、君主は國家の一有司なりと説けるも、更に進みて、古來學者の論難する主權の所在、君主權の本質に就きては深く論及する所なし。即ちホッブスの説を襲ひ、君主を以て契約當事者に非ざるを楯とし、固有の自然權を保持し、而も各個人より讓與せられし權利を一身に集め、絶對權力を振ふレヴィアタンと斷言する勇氣なく、また時代思潮に順應して、主權在民説を承認するは、其の境遇上到底爲し得ざる所

なるべし。然れども彼の實際政治を觀るに、明瞭に絶對主權を掌握せる專制君主にして、萬機を總攬し、内治、外交、財政、軍事に至るまで、自ら立案し自ら執行し、諸種の會議や大臣等は、唯一種の諮詢機關に止まり、其の權力を掣肘するものなく、また人民をして全く政治に容喙せしめず、孔子の所謂「民可使由之、不可使知之」(秦伯第八)に類する方針をとり、啓蒙化せられし專制政治の標語たる「凡てを人民の爲めに但し人民をして何事をも」の模範を示せり。彼は「マキアヴェリ駁論」
第二十二章に⁽³³⁾

君主に二種あり。一は君主自ら政を執り、二はこれを

宰相に依頼するものなり。前者は國家の精神にて、アトラスが地球を擔ふ如く、君主自ら政府の重荷を負ひ、神が明智により、意の如くに人間を治むるにならひ、君主は明敏奮闘の精神を以て、其の計畫を實行す。此場合、宰相は賢明なる君主の手にある機械といふべし。後者は君主が總明を缺きし場合にて、これが爲め國家衰へむとする際、國家は宰相の賢明を敏活に依頼す。此際君主は影に過ぎざるも、「必要なる影」なり。蓋し君主は國家を代表するを以てなり。唯願ふ所は宰相の人選にあり。

と。但し訂正以前の「マキャヴェリ駁論」には⁽³⁴⁾

君主無能の爲め宰相代つて支配する時は、君主は君主の無用なる影にして、宰相は有用なるも、君主は不用なり。

と言へり。これによれば彼は君主政治に此の二種の形態あるを認めたり。即ち君主親政と、君主は唯君臨し、宰相政を攝するものとなり。第二の場合には佛蘭西のルイ十三世及びルイ十四世の初年に

於けるリシウリユー・マガレンの政治の如きものにして、國家には、國家寧ろ國家の權威を代表する君主と、實際政權を掌握する宰相の併立するものなり。然れどもフレデリックは此の種の君主政治を推賞するものに非ざる事は「影」の一語を以て明瞭といふべく、君主が幼冲なるか又は暗愚にして政を親らする能はざる際、臨機の救濟方法と考ふるに過ぎず。また「政府の形態及び君主の義務に關する論」の中にも⁽³⁵⁾

君主寵幸者に政治を委任する時は、君寵を恃みて不正を行ひ、佞人を保護し、悪行行はれざるなく、また君主政治を怠り、これを大臣等に委任する時は、彼等は獨創の才を示し空想を實現する爲め、先任者の施設にして、完成しまた當を得たるものと雖、これを破壊して顧る所なく、かゝる絶えざる變更は、あらゆる惡弊を生じ、國家の基礎を培養する暇なからしむ。加ふるに、彼等は公共の幸福に留意せず、唯私情に驅られ、怠慢または冷淡に流れ、また大臣將軍等が、各欲する所に從

ふ時は、統一全く失はれ、各個人の利害一致せざる爲め、公共の福利も行はれず、遂には君民利害の衝突を見るに至る。(大意)

といひ、寵幸者または大臣等に政治を委任するの危険なるを縷述せり。是等の説は同じく専制君主たるルイ十四世が、その孫フィリップが西班牙の王位を相續するに際して與へし忠言と異なる所なし。

また彼は「近世君主政治にありては、君主は専制なるを得ず、これを掣肘する諸機關備はり主權を分有す」と論ずるも、(第五項參照) 彼自身はこの主義を實行せず。また當時の英吉利を共和國に加へしをみても、君主國に於ける議會政治、政黨政治を矛盾と考へしものなるべし。要するに彼の求むる君主政治はその政治論及び實際より觀れば、専制獨裁主義のもの、外これなきなり。

然らば彼の専制主義は、十七世紀時代のそれと比較し逕庭なきものなるか。君主専制の主義と實

行に就きては、十七世紀の英國のヌチャアート家一門も、佛國のブルボン家一門も、フレデリックと異なる所なく、寧ろヌチャアート家は憲政の發達により、絶えず議會、人民の掣肘を受けて、事實専制なるを得ず。ブルボン家も、貴族、バールマンの對抗により、君主權の發達は永く阻害せられたり。これに反し、プロシヤに於ては、文化遅れて發達し、而もホーヘンツォルレン家累代の慈父主義に基く社會政策は、君民の和合一致を得、君主専制の政治は無抵抗の間に發達し來れり。また君主の義務觀念の如きも、ヌチャアート家の一門殊にゼームス一世、チャールス一世やブルボン家のルイ十四世等、孰れも缺如せるに非ず。強烈なる責任觀を有せし事は、其の施政の上にも現はれ、またその小論文、一門に與へし訓諭、議會に於ける演説によるも明瞭なり。唯彼等は君民爭鬪の政争渦中に生息し、權力維持又は伸張の爲め

王權神授論、君主至上主義の下に、民衆等と戦はざるべからざる運命の下にありしを以て、勢ひ君主の權力乃至權利を高調し、義務觀念に基く主張や施設に於て、フレデリック程の熱誠なかりし如し。これに反しフレデリックは王權神授論や君主權絶對論が、時代遅れとなりし十八世紀に、ホーヘンツォルレルン家の相續者として生まれ、幼よりキケロ、フェスロンを耽讀し、マルクス・アウレリウスに私淑し、更に啓蒙期の思想に涵養せられしかば、勢ひ君主權に關する時代遅れの政治論に耳を傾くるを得ず、また社會契約論、人民平等論の一端を口にするも、彼の性格、四圍の事情により、一躍して立憲君主政治に範を垂るゝを得ず。結局君主の權力、權利に就きての論争を避け、専ら君主の義務責任を高調して、亡び行く專制政治に一縷の光明を與へ、危機より救はむとせしものなり。

君主は國家の第一の有司、奉仕者なりとの思想は彼の論文書翰中諸所にあらはれ、君主を以て國家の *le premier serviteur*、*le premier serviteur et le premier magistrat*、人民の *le premier domestique*、*le premier magistrat*、*le chef ou le premier ministre* となせり。これ等の用語は意義に於ては全く同一にて、孟子に見ゆる民爲貴、社稷次之、君爲輕(盡心章句下)と同様に、君主の義務觀念をあらはす標語にて、君主が國家國民に對する自己の地位を自覺し、身を以てこれに殉じ、その義務職掌を盡すべきを提唱したるにて、これを主權所在の上よりみて、彼が主權在民説を肯定するものとは考ふるを得ず。

また「政府の形態及び君主の義務に關する論」に於ては、前に述べし如く、君主が寵幸者または少數の大臣等に政治を委任する時は、惡弊百出し遂には君民の衝突を見るに至るべしとし、更に⁽⁴¹⁾

君主は國家を離るべからざる關係にあり。君主は人民の苦を共に苦み、社會も君主の不幸を共に忍ぶべし。

唯それ國家の幸福あるのみ。君主がその領土を失ふ時は、人民を助くるを得ず。君主が己むを得ず債務を負ふ時は、貧しき人民も君主の爲めに其の負債を拂はざるべからず。また人口少なく、人民困窮の状態に陥る時は、君主はあらゆる資源を奮はるゝなり。これは爭ふ餘地なき真理にて、これ以上説くべき要なし。故に予は再び君主は國家を代表すと言はむ。君主は人民は一體をなし、兩者一致せざれば幸福ならず。君主の社會に於ける、頭の身體に於けるが如し。君主は社會の利益の爲めに全體を觀、熟慮の後行動すべし。君主制が共和制に優れりと言張せむには、君主は活動的、忠直にして、その職務の爲めに全力を注がざるべからず。

と、また同じ論文に⁽⁴²⁾

君主は人民にまりては家長、家父にて、如何なる場合にも、薄命の者を庇護し、孤兒の父となり、鰥夫、寡婦を助け、宮廷の左右の者の如くに貧者にも同情し、

寄邊なき者には恩恵を施すべし。君主にしてこれに反する行爲ある時は、これ爲すべき義務を怠るなり。彼等はその負擔する重荷の重さも價值をも知らざるがため、邪路に迷へるなり。今日に於ては、無智は惡事よりも其罪重し。批評家は、此君主論を以て單にストア學者の理想とし、彼等が唯想像するのみにて實在せず、強めて求むればマルクス・アウレリウス一人のみこれに近き理想の君主を説くものにして非難せむ。

と。また「愛國心に關する書翰」にも第五項に述べし如く、君主國は一家の如く、君民の關係は父子の關係にて、利害を同じくし、苦樂を共にすべしと説けり。また「現代史」序論には、君主は人民の利害の爲めに、外國との條約を破るを要する事ありとし、⁽⁴³⁾

我等の職務は常に眼を人民の利益の上に注ぐ事あり一朝、同盟にして人民に危険なりと認むる時は、約を守りて人民を危険に曝すよりも、寧ろ同盟を破棄すべきなり。この點に於て君主は臣民の利益の爲めに自己

を犠牲にす。

と述べたり。これは一面に於て、彼の機敏なる外交に對する辨明なりと雖、また他面に於ては、當時君主又は王家の利益の爲めには、國民の犠牲を顧みざりし宮廷外交を排して、國民の利益を専らとする國民的外交を提唱したるものといふべく、また彼の主義たる君民の利害相容れざる場合には民利を先きにすべき事を主張せるものなり。

而して、此の重大なる責任を負ふ所の君主は、國民の信頼するに足るべき總明の天資を有し、仁慈、公正の心を以て民に臨むべしとし、「マキャヴヱリ駁論」の緒言には、「君主は仁慈寛大、神性の反影として臣民に模範を示すべし」といひ、また同書第八章には「君主の仁慈が其の美點にして弱點に非ざる限りは、君主の仁慈は世界の幸福の爲め賀すべき事なり」と述べ、なほ君主が飽くなき野心に驅られ、殘忍虛偽の一時的成功に眩惑せら

るなからむ事を望めり。

かくフレデリックは君主の義務責任を高唱せしが、其の實際政治に於ても、産業の振興、ことに農業の保護獎勵、法律の改正、司法の改良、教育の獎勵、宗教の寛容等に就き、彼の所信を實現するにつとめ、新時代の專制政治の模範を示せり。ランケはそのプロシヤ史に於て論語の「子曰、君子惠而不費、勞而不怨、欲而不貪、泰而不驕、威而不猛云々」の一章を引き、これを以てフレデリック其の人の説を聞くが如き感ありといへり。蓋しフレデリックの君主論は、古代支那に於ける北方の政治論、殊に孔孟の政治說に類する所多く、十八世紀に於ける啓蒙化せられたる專制政治は、支那の所謂仁政に近く、民を貴しとし君を輕しとし、民利を先にする點に於て、君主の義務を力説する點に於て、而も一般人民を愚民視し、政治に參與せしめざる點に於て、共通の點あるはこれを

認むるを得べし。

以上フレデリックの政治學説を通覽するに、彼はストア哲學・啓蒙思想等より人間平等論に出發し、國家及君主の起源を社會契約によりて説明するも、主權の所在、君主權の本質に關する論議を避け、専ら君主の義務を力説して、過去の專制政治と現代の政治思想との妥協をはかり、啓蒙化せられたる專制政治の政治思想を闡明するに努めたり。然れども、此の種の專制政治も、民本の理想を離れては、實質形態共に過去の專制政治と異なる所なく、一般文化の向上につれて永續すべきものにあらず。彼の死後、プロシヤが一時衰頹の域に入りしは、諸種の原因ありしとはいへ、專制政治の弊の曝露したるものにして、彼が共和政治讚美に關連して述べし君主政治の缺點が事實となりてあらはれしものといふべし(第五項參照)。また此の種の專制政治の特徴とする民本思想、君主

の責任尊重も、ジャネーの論する如く⁽⁴⁵⁾フレデリックの初めて提唱せるものにあらず。ルイ十四世が基督教主義の名の下に理解せし思想を、ストア哲學の名の下に力説したるに過ぎざるならむも、彼の政治論に見ゆる思索の自由と研究的精神とは否定するを得ざるべし。(完結)

註 (前號に續く)

- (33) Oeuvres t. VIII p. 139 L'Antimachiavel chap. XXII
- (34) Ibid t. VIII p. 273 Réputation du prince de Machavel chap. XXXII
- (35) Ibid t. IX p. 199 Essai sur les formes de gouvernement et les devoirs des souverains
- (36) Ibid t. IX p. 197 (37) Ibid t. I p. 123
- (38) Ibid t. VIII p. 65 (39) Ibid t. XXIV p. 109
- (40) Ibid t. XXVII Apologie de ma conduite politique p. 279 (Supplément aux oeuvres historiques de Frédéric)
- (41) Ibid t. IX p. 200-201 Essai sur les forme de gouvernement et les devoirs des souverains.
- (42) Ibid t. IX p. 209-210
- (43) Ibid t. II Histoire de mon temps. Avant-propos (1746)

XVI

(44) Leopold von Ranke, *Stimmliche Werke XXIX* 299 Zwölf

Bücher preussischer Geschichte.

(45) Paul Janet, *Histoire de la science politique dans ses rapports avec la moral* p. 511

附記

ランケがそのプロシヤ史に引用せし論語の一章は(第六項)獨逸語にて譯載せられたり。これは其の脚註には *Das Buch Lan-ju; in Pauliers Confucius et Mencius 196* を見よ。*

尋尊僧正と時勢 (上)

牧野信之助

本編は尋尊の外に經覺僧正、一條兼良の研究を合して一過渡時代の斷面を闡明しやうと企圖した三部作の一である。

尋尊の名聲は彼の實際に占めてゐた位置に比例して高くない。彼は時代の立物でも代表者でもない。唯然しながらその殘した記録は立派に一重

一チエーの佛譯を彼が更に獨逸語に重譯して載せたもの、如く)而してチエーの佛譯は *Confucius et Mencius Les quatre livres 1841* を指すものを考へらるゝも、該書は京都帝國大學圖書館其他二三の先輩知人の藏書中になく、已むを得ずランケの譯文により、これに對應する論語の原文を、檢索する事となり、畏友武内宜郷氏の說により、堯日第二十の君子惠而不費の一章を推定せり。こゝに同氏の御厚意を感謝す。

要時期の斷面を示して餘りある。彼は中世から近世への混亂の序幕を眺めて立つた一審判者ではあつたが、さればと云つて決して公平な判斷を加へ得る適り役ではなかつた。勿論その殘して行つた材料を使用して時代の斷面を揣摩しやうとするのは豫め顧慮すべき多くの問題に係るべきである。